

大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会

はじめに

平瀬直樹

大内氏は、その勢力範囲の国々にある多くの寺社に対し、所領安堵などによって、その宗教活動を保護した。しかし、このような行為を、単に、大内氏の信心深さ、あるいは守旧的な性格の表れとして見るのではなく、その中に、領国支配政策の一環として、積極的に寺社を利用した側面を見出すことができまいであろうか。すなわち、領国内の寺社が行う宗教活動には、大内氏への奉仕―いわば宗教による忠節―という側面があるのではないだろうか。そして、雑多に見えるそれら寺社の宗教活動も、大内氏を中心に据えて見ると、それぞれ特定の役割を持って―いわば宗教的な役割分担を形成して―行なう奉仕であったと言えるのではないだろうか。

本稿では、右のような問題を検討するため、先ずは、その基礎的作業として、大内氏と個別の寺社との関係を考察したい。その第一歩として、大内氏と最も関係が深いと考えられる氷上山興隆寺を取り上げる。この寺に着目したのは、周防国吉敷郡大内郷^①という、大内氏のかつての本拠地に位置したうえに、その氏寺であったことによる。ここに

は、多数の中世文書が伝来しており、これらは、大内氏関係としては、最もよくまとまった文書群と言うことができる。そこで、この文書群を主たる史料として、大内氏が、この寺に何を求め、そして、その宗教活動が、同氏にとつていかなる意味を持ったのかということ考察してみたい。

一、組織と景観

(1) 衆徒と坊

中世の興隆寺では、正式な僧は「衆徒」と呼ばれ、彼らは、日常的には、「坊」を単位として生活していた。その中でも坊の住持は有力者であり、坊名を名乗り、坊の中に弟子や「児童」(稚児)を住ませ、中には僧官・僧位を持つ者もいた。このように、坊は、単なる宿舍にとどまらず、住持を頭とする人間集団の単位でもあった。

南北朝期に見える坊は、①大坊、②向坊、③東坊、④中坊、⑤船橋坊、⑥上坊、⑦井上坊の七カ坊である。以後その数を増やし、室町期には、四十を超える多数の坊名が確認できる。その中でも、①大坊、②円乗坊、③一乗坊、④真如坊、⑤浄林坊、⑥理藏坊、⑦修禪坊、⑧仏乗坊、⑨宝浄坊、⑩十乗坊は、「十坊」と呼ばれて、他の坊よりも高い格を持っていた。「十坊」の住持は、綱位を持ち、法会の執行の中心となり、連署には寺僧の筆頭に位置する。また、寺領の所務は「十坊」の団結と合議によって全うすることが定められている。そして、大坊の住持は、一山の長官である「別当」になっている。大坊は、近世には、「真光院」と改称され、近世末期の姿を描いた境内図を見ると、客殿やその他の付属施設が集合しており、他の坊と比べて格段に規模が大きいがわかる。中世においても、別当坊

として、他の坊よりも施設規模が大きいゆえに、そのように呼ばれていたのである。

別当は、衆徒の長老であり、綱位も最も高い。別当の任務は、正平二年(一三五七)、大内弘世によって定められた事書に端的に表されている。それは、①恒例の勤行・祭札の興行沙汰、②修理等沙汰、③寺領年貢の究済であった。そして、大内氏は、別当に文書を宛てて、寺院経営に関する種々の指示を下していた。

文明七年(一四七五)、大内政弘は、氷上山興隆寺に対して十二カ条の法度(以下の行論においては、これを「政弘法度」と略称する)を定めており、その第三条から、以下のようなことがわかる。興隆寺においては、藤次(僧になつてからの年数)に従つて僧の序列を定めていたが、僧官・僧位を得て宿老を越え、藤次を乱そうとする者がいるという。そこで、大内政弘は、「衆徒官位」は、「一山之評議」↓「連署状」↓「武家御免許」という、一連の手続きを経て転任すべきであると定めた。この「一山之評議」という言葉から、寺僧による自治組織があったことがわかり、別の文書から、それは衆徒によるものであったことがわかる。しかし、衆徒の決議のみでは完結せず、最終的には、「武家御免許」↓大内氏の許可を得なければならなかった。そして、大内氏は、綱位の転任だけでなく、寺院運営に関して、他にも多くの事項について最終的な決定権を握っていたのではないだろうか。

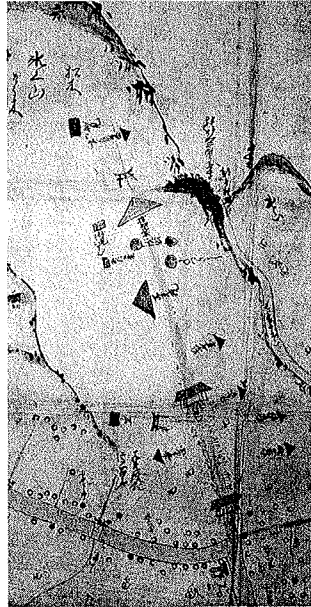
以上のように、大内氏は、衆徒による自治活動を認めながらも、最終的な権限を握り、有力僧を別当に就けて衆徒の自治組織との間を媒介させるという方式で、興隆寺の運営を監督していた。

(2) 境内の空間構造

興隆寺は、大内郷にある氷上山の中腹から山麓にかけて宗教施設を展開していた。その境内に関して描かれた絵図



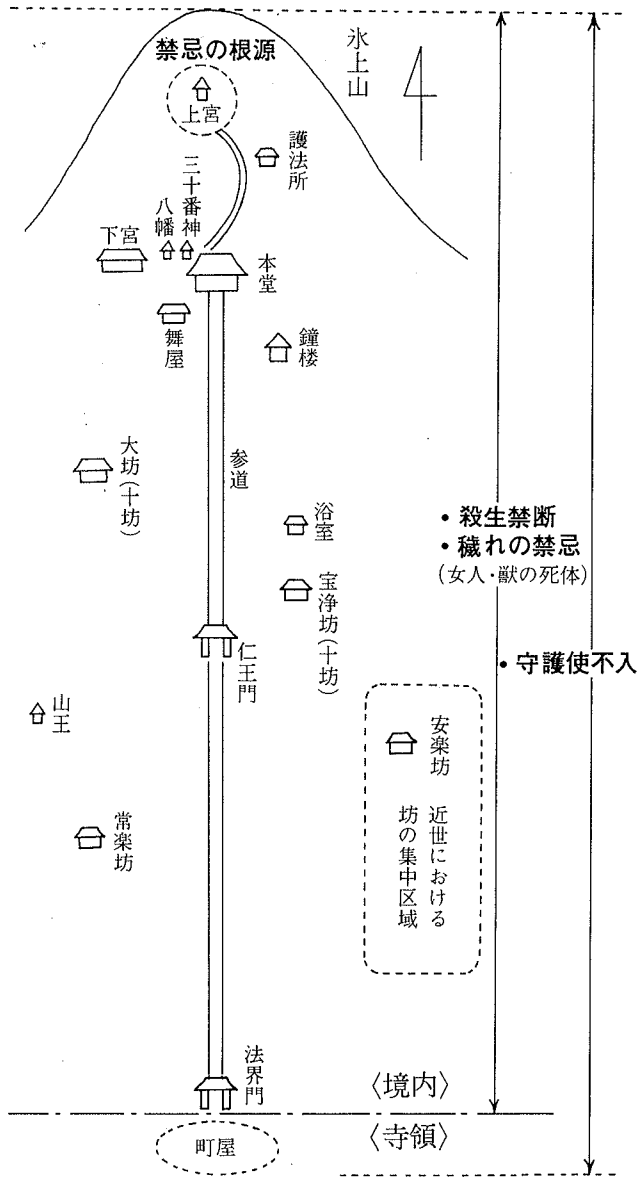
絵図A



絵図B



絵図C



概念図 中世の境内

・殺生禁断
・穢れの禁忌
(女人・獣の死体)

・守護使不入

安楽坊
近世における
坊の集中区域

〈境内〉
〈寺領〉

としては、江戸中期作成の『行程記』山陽道一(絵図A)、江戸後期作成の『地下上申絵図』御堀村地下図(絵図B)、そして、江戸末期の姿を明治期に写した境内図(絵図C)、の三種類がある。前二者は、建物の名称と相互の位置関係は読み取れるが、模式図的であるため景観がわかりにくい。最後のものは、時期は下るが、現在の景観と対照させることができる程度可能である。この三種類の絵図に描かれた建物名を相互に補完し、そのうちで中世文書に見え

るものだけをピックアップして境内の概念図を作ってみた。以下、この概念図をもとに、中世における境内の空間構造を説明したい。なお、中世文書中には、坊をはじめ近世には残存していない建物名も多数見られる。

氷上山中腹には「上宮」があり、そのすぐ麓に「護法所」がある。現在、「上宮」と「護法所」の跡地は山腹の急斜面に位置し、これらの場所へ至るには山道を登って行かなければならない。その下方西側に「下宮」があり、ここから「法界門」に至るまでの地形は比較的平坦になっている。「本堂」は境内の中央に位置しており、本尊は釈迦如来である。その背後には、向かって左から、「八幡」と「三十番神」がある。本堂の前には、向かって左手に「舞屋」、向かって右に「鐘楼」がある。門は二基あり、内側が「仁王門」、外側が「法界門」である。「仁王門」の西側には「山王」がある。

興隆寺は、中世において比叡山延暦寺の末寺であったので、境内の建物には、天台宗の反映が見られる。「三十番神」は、天台宗特有の信仰であって、法華經を守護するものとされた。「山王」は比叡山の鎮守神であって、その末寺に勧請されて当然である。また、前掲三種の絵図には見えないが、中世文書からは、法華經信仰のための「不斷如法経堂」および台密修法のための「長日護摩堂」があったことがわかる。

「本堂」から「法界門」にかけて、ほぼ北―南の方向に伽藍の中軸線が見られ、この線上に参道があり、その両側に坊舎が並んでいたという。「仁王門」の西側には、他よりも規模の大きな「大坊」(近世では真光院)があったと考えられる。

「上宮」は、「政弘法度」第一条に「上宮社参之儀、当山衆徒之外者、可被停止事」とあり、衆徒以外の社参が禁じられていた。また、同第五条によれば、「山中并坊舎」といっても竹木を採ることが許されず、同第六条によれば、禁じられている(同第九条)。

このように、伽藍に加え、氷上山をも含んだところの境内全体が、いわゆる殺生禁断となるとともに、女人や獣の死体などの穢れに対する禁忌に覆われていたことがわかる。そして、法界門を外界との境とし、伽藍の最奥部に、上宮という特別な聖地を設けていたことがわかる。さらに、これらの禁忌に基づき、興隆寺は、大内氏から、境内に「守護諸司使等不入」の特権を得ており、それは寺領にも適用された。

二、大内氏の妙見信仰と上宮

(1) 大内氏の妙見信仰

上宮には、大内氏の「氏神」とされる妙見菩薩が祀られていた。大内氏と妙見菩薩との関係は、「大内系図」(別本)中の次のような伝説にのみ見ることができ、それは、大内氏の祖先となる百済の王子琳聖太子が来朝するのを鎮護するために、妙見菩薩が、周防国都濃郡鷲頭庄下松浦の松樹の上に下臨したというものである。しかし、琳聖太子を大内氏の祖先とする説は、室町期に大内氏と朝鮮との関係が深くなってからの事であるとされており、義弘の代より以前に遡らせることは難しい。大内氏が興隆寺に妙見菩薩を祀っていたことがわかる史料の初見は、義弘の父弘世の代で、正平九年(一三五四)のことであった。そうすると、琳聖太子を祖先として主張する以前から妙見神事が

行われていたことになるので、琳聖太子を媒介として、大内氏とその妙見信仰を関係付けることは不可能であり、大内氏が妙見を氏神とする理由は、現在のところ、この伝説以外には見当らない。

妙見菩薩は、北辰(北極星)を神格化したものであり、密教の星宿法(星祭り)の一種として、平安期以来盛んになった「妙見菩薩法」の本尊である。妙見信仰は、星が人の運命を支配すると考える信仰の一種であり、延命の祈願のため、中世では広く行われていた^②。しかし、大内氏当主は、個人的な延命祈願にとどまらず、神前に請雨の祈願を行い、また、「九州凶徒退治事、偏以 尊神威力、速達本意^③」という祈願文に見られるように、九州の平定も妙見に祈願していた。これらは、守護として、農耕から軍事にわたる領国支配の安定を願う祈りであったと言うことができる。

(2) 若子の上宮社参

上宮には、先述したように、衆徒以外の社参を許さない厳しい禁忌があったが、衆徒以外の人間が社参した場合もあった。それは、大内氏当主の「若子」(元服前の嫡子)の場合である。

大内政弘は教弘の嫡子として、義興は政弘の嫡子として、どちらも元服前に上宮に社参している。政弘と義興は、ともにその幼名が同じ「亀童丸^④」であり、二人の「亀童丸」の上宮社参に関しては、それぞれ記録(政弘については「記録Ⅰ」^⑤、義興については「記録Ⅱ」^⑥と略称する)が残っている。政弘の場合は、長祿三年(一四五九)、十四才の時、義興の場合は、文明一八年(一四八六)、十才の時であった。このうち、記録の内容は、義興の場合(「記録Ⅱ」)の方が詳しい。

「記録Ⅱ」によると、文明一八年二月一日、亀童丸(義興)は、社参に先立つ「精進」のため、興隆寺東田坊に登山した。この時点での「御供衆」は、右田右馬助弘量以下当主政弘の近臣十名である。同十三日、祈禱が始まり、上宮において「十坊」が参勤し、「百座妙見供」を修した。同日、亀童丸は、先ず護法所へ参る。ここから先は、「先達」である東田坊権少僧都豪祐に導かれ、「御供衆」として、安楽坊宥淳以下の衆徒四名、および「御剣役」と「御香箱役」を務める、当主政弘の近臣の子息三名が随行していた。また、「護法所庭祇候」として、右田右馬助弘量以下当主政弘の近臣六名の名が見える。護法所では、「御子」(巫女のことか)の手から東田坊が御幣を受け取り、右田弘量に渡した。上宮では、興禅寺豪精が、御殿から御幣を持ち下って、別当乗海に渡し、最後に、亀童丸がこれを頂戴した。そして、亀童丸は、「上宮」↓「五社」↓「本堂」↓「八幡」↓「卅番神」と巡拝し、それぞれの神前に香爐を置いた。これら一連の儀式の進め方は、政弘の時もほぼ同様(「記録Ⅰ」)であるが、こちらの場合は、二月一日から精進して二月七日に上宮に社参している。

(3) 若子と禁忌

「記録Ⅱ」は、上宮という社の性格について二つの示唆を与えてくれる。その第一点は、亀童丸(義興)が、「精進」を行い、「先達」東田坊に導かれ、上宮においては、衆徒の手から御幣を手渡されていることである。これらの点は、政弘の時もほぼ同様である(「記録Ⅰ」)。このように、若子は、身を潔めたいえに衆徒に導かれなければ上宮に近付くことができなかった。

第二点は、上宮の神前での亀童丸(義興)供衆に子供がいたことである。護法所の庭では父政弘の家臣が祇候していた。しかし、それから先は、上宮の神前での御幣の頂戴、それに続く巡拝において、亀童丸に供をしたのは、衆徒

を除けば、「御剣役」や「御香箱役」を務める子供であり、当主の大人の家臣はいなかった。そもそも二人の亀童丸自身が子供であることとあわせ、大人の俗人が近付けない特別な聖地であっても、子供であれば許されたのではないだろうか。中世社会の子供像について、最近の研究では、子供は、老人・女性とともに、大人としての男や僧侶中心の社会の周縁に位置付けられた存在であり、それゆえ逆に、神仏がその姿で化現するにふさわしい者でありえたと考えられている。これが中世社会の通念であったとするならば、興隆寺の場合も、子供が、それだけ大人の俗人よりも神に近い存在として扱われていたのではないだろうか。

(4) 上宮の性格

若子の上宮社参の際に、衆徒は、「百座妙見供」のような密教的修法にとどまらず、神事全般をリードしていた。衆徒は、大内氏のため上宮を祀ることを、その重要な任務としていた。大内氏は、しばしば興隆寺を「社」と呼ぶことがあるが、これは、興隆寺を代表するものとして上宮をとらえていたからではないだろうか。

一方、下宮にも妙見が祀られ、絵図Bによると、同所が「妙見は(拜殿)いてん」とも呼ばれている。中世においても、衆徒以外の者が妙見に祈願できるように、上宮の拝殿的なものとして下宮が設定されていたのではないだろうか。そうすると、同じ妙見を祀ってはいても、一方では大内氏の氏神として、他方では一般の参詣者の信仰対象としてという、異なった二つの妙見信仰に対応して、上宮―下宮の分化がなされていたのではないだろうか。

以上のように、上宮は、大内氏によって、政治的な願望が祈願される、氏神としての妙見信仰の中心であり、かつ、僧や子供のような、俗的なものを離れた存在のみが近付くことを許される、境内―聖域の禁忌の根源であったことが

わかる。

三、大内氏と二月会

(1) 年中行事について

興隆寺においては、どのような年中行事が行われていたのだろうか。

毎年恒例のものとしては、

・修正会

・二季彼岸転読^⑨

・千部経会

・二月会(修二月会)

毎月恒例のものとしては、

・管絃講

・本坊十坊和歌^⑩

「二季彼岸転読」は、春秋の彼岸の行事である。「千部経会」は、「政弘法度」第七条に、「二月会并千部経会、

同大法之時」とあるように、「二月会」とともに大法会として位置付けられていた。おそらく法華経を千人で一部ずつ読んだのであろう。

しかし、興隆寺において最も重視されたのは二月会である。この二月会は、奈良東大寺の「お水取り」に代表され

る、中世寺院に広く行われた修二会の一形態であると考えることができる。修正会も修二会も、もとは年頭における祖霊祭と農耕儀礼であったものが、次第に仏教化したものであり、豊作予祝を確実なものにするために、修正会に加え、実際に農耕の始まる旧暦の二月に、さらに修二会が行われたとされる。^④

大田順三氏^⑤は、頭役負担の面から、二月会の性格を明らかにした。氏は、先ず、法会の執行責任者である頭役のうち第一人者である大頭役は、大内氏一族および支族に準ずる家柄の重臣の中から選ばれ、不動することの許されない、大内氏の大名権力の威信をかけた家臣団相互の勤仕であるとする。次に、大頭を援助する脇頭・三頭を大内領国の全国郡を一巡して割り当てて行く制度は、守護・守護代・小守護代・郡代という統治機構に対応して維持・運営がはかられていたとする。このように、二月会には、豊作予祝への奉仕の形を仮りて、家臣および領民に、毎年繰り返して大内氏への忠節を義務付ける、政治的な意味があったと考えることができる。

(2) 舞童と歩射

『防長風土注進案』^⑥第二二巻によれば、二月十二日には「御湯立」、十三日には上宮で「北辰降臨の祭儀、星供の秘法」があり、近世後期の二月会はこの両日から成るといふ。では、中世においてはどのようなものであったのか。十二日の「御湯立」は中世の史料には見えないが、十三日には、上宮において「百座妙見法」が行われている。また、前掲書によれば、慶長三年(一五九八)までは、稚児八人によって「舞童」が行われていたとし、また、「往古」は、歩射役六人によって「歩射」が行われていたといふ。

「舞童」は、応永一年(一四〇四)には、「舞童如常、(中略)十二日試楽、十三日正日」と見えるので、大内氏の時代にも十三日に行われたと考えることができる。稚児に舞樂を舞させたことから、このように呼ばれたのであろう。また、伴奏である「管絃」の演奏者は衆徒の中から選ばれた。大内氏は、舞装束を寄進する一方、坊単位で、舞い手と管絃の演奏者を用意しておくことを義務付けており、この行事が、大内氏の強い後押しのもとで寺院全体をあげて励むものであったことがわかる。管絃が奏でられる中、華麗な衣装を着せられた稚児が舞うこの神事は、二月会の中で最も贅を凝らしたものと云えるのではないだろうか。

舞童について史料上の初見は、明徳元年(一三九〇)にその料所が寄進されたことである。同二年(一三九一)には専用の建物である「舞屋」が建てられ、同四年(一三九三)には、大内義弘が「舞童事、最初者為事始之間、涯分奔走段無子細候、後々事者、可為毎年沙汰之間」と興隆寺に指示している^⑦ので、この頃は、施設の面からも舞い手の養成の面からもまだ準備段階にあったと考えられる。

一方、歩射については、永徳二年(一三八二)に、二月十三日付で、「射手役」について、大内義弘によって三条が定められているので、これも二月十三日に行われたと考えてよいであろう。歩射は、「奉射」とも言われ、中世の神社の祭礼で広く行われた行事で、神事祈禱のために神前で大的を射ることとされている。こちらは、大内氏御家人たちが主役となっており、彼らが腕を競うことによって勇壮な行事となったであろう。

華麗な舞童と勇壮な歩射は、ともに人の目を楽しませるものであっただろう。もちろん、身分の高い者は、塔などに棧敷を設けて見物している。ところが、それ以外に、石築地の上に乗ってまで見物しようとする者がいたり、^⑧「甲乙人」が境内の山の用木等を切ることがあったので、大内氏は、これらの狼籍について禁制を定めている。これらの事実から、舞童と歩射には、「甲乙人」と呼ばれるような、凡下百姓身分の者も集まって来たことがわかる。しかも、

「政弘法度」第七条に見えるように、二月会の日は、女人禁制まで解除されている。大内氏としては、狼藉は許さないが、身分にかかわらず、女人に至るまで、境内に入つて見物することは許していたと考えることができる。このように、舞童と歩射は、身分の上下も宗教的禁忌も取り扱ったところの解放性の中で執行されていたと考えることができる。

(3) 若子の上宮社参

先に触れた若子の上宮社参もまた二月に行われているので、今度は、二月会の二環として、この儀式の持つ意義をとらえ直してみたい。先ず第一に、若子が精進をして、護法所から上宮、そして本堂および摂社を巡拝してゆくのは、この大法会にあたって、氏神と境内の主要な神仏を供養する意味があつたと考えることができる。他の兄弟も、そして父さえ伴わず、若子にのみ上宮の神前に近付くことが許されているならば、彼は、大内宗家を代表してその氏神に参拝するという重要な役目を果たしていることになる。

第二に、若子は、一方では「百座妙見法」という密教的呪術によつて、他方では神前で御幣を頂くことによつて、延命ないしは息災を求めたと考えられる。しかし、これは若子一個人に対する加護というようなものではなく、もつと政治的な意味あいを持っているのではないだろうか。二人の亀童丸が、大内宗家の中でただ一人社参していることから、この儀式には、大内氏の近臣とその子息たちに、次代の当主への新たな忠節を、神前に誓わせる意味もあつたのではないだろうか。そうすると、延命ないしは息災の祈願というのは、若子が天死することなく、当主の座を引き継ぐためのものだったのではないだろうか。

(4) 当主の参籠

大内義隆を倒した陶晴賢に擁立された大内義長は、弘治二年(一五五六)二月十三日付けで、妙見菩薩に願文^⑧を捧げた。その主旨は、戦乱のため二月会が充分に行えなかつたが、明年からは先規に違わず祭礼を専らにし、「一七ケ日参籠」を遂げ、「穠万民富楽之化」を伏して願うと誓うものである。これによると、大内氏の当主にとつて、二月会に参籠を「一七ケ日」|| 七日間行うことが「先規」とされていたことがわかる。若子上宮社参の「記録I」によると、大内政弘の場合は、二月七日から参籠を始めていることがわかり、これが「一七ケ日参籠」に相当すると考えられる。なお、絵図Cには、護法所の位置に「コモリ所^⑨」と記されており、しかも、ここが、大人の俗人にとつて最も上宮に近い場所であると考えられるところから、当主の参籠場所は護法所であつたと推定できるのではないだろうか。また、太田順三氏^⑩によれば、大内氏当主は、未勤人の注文にもとづいて神前に鬮^⑪を引き、明年の大頭以下の頭役を決め、それらを任命する文書である差定を発給したという。差定の日付は、二月十三日に一定している。大内政弘が二月七日から参籠したのならば、十三日はちょうどその七日目にあたる。他の当主の例が不明ではあるが、当主が鬮^⑫を引くのは、七日間参籠の結願の日ということになるのではないだろうか。そうすると、大内氏は、忌み籠ることによつて、領国支配の安定を祈願し、かつ結願の日に神意を受けて来年の頭役を決定するくじを引いたと考えることができる。ただし、大内氏当主は、出陣していることもあり、必ずしもこの法会に参加できるとは限らない。その場合は代理によつて鬮^⑬を引くことができるという。

(5) 二月会の内容構成

これまで述べてきた二月会の諸儀式の進行をまとめると以下のようになる。二月一日の若子の精進をその開始とし、七日からは当主の参籠が始まり、十三日(政弘の場合は七日)には、若子が上宮に社参し、そして、当主参籠の結願にあたって、舞童と歩射が行われてクライマックスに達する。なお、それに並行して、本堂以下の仏堂において、衆徒を中心とする大規模な法要^⑩も営まれていたと考えられる。

二月会の全体構成の中で、大内氏にとって、その本来の目的を果たしたのは、若子社参および当主参籠という、特別な聖地とその周辺で行われる、氏神祭祀のための秘儀であったと考えることができる。それは、ちょうど、上宮が、境内Ⅱ聖域の禁忌の根源であったのに対応している。

それでも、大内氏は、二月会を秘儀のままにとどめず、舞童と歩射を行わせることにより、一転して、境内を、身分の上下も宗教的禁忌も取り払ったハレの場に変えてしまう。このことには、二月会がクライマックスを迎えるにあり、大内氏当主が、一方では、儀式の見物を許して恩恵を施すことによって、他方ではその威勢を見せつけることによって、その家臣と領民に対して、領国の支配者Ⅱ「御屋形様」であることを、毎年再認識させる意味があったのではないだろうか。

むすびにかえて

中世の興隆寺においては、その聖域の中心は上宮であり、最も重視された年中行事である二月会の中心は、大内氏

当主父子が、上宮とその周辺で行う、氏神祭祀の秘儀であった。大内氏にとって、「氏神」とは、政治的な願望を祈願するための神であり、二月会とは、政治的な意味を持つ一連の儀式から構成された、領国支配の安定を祈願するための行事であった。衆徒は、大内氏の監督を受け、聖域の禁忌の根源である上宮を守り、そこを中心として行われる年中行事を維持することによって、大内氏に奉仕していたと言える。

最後に、宗教的な役割分担という観点から、興隆寺の性格について若干触れておきたい。ここで、比較の対象として、大内氏と関係の深い寺院のうち、大内重弘の乗福寺を史料上の初見として、義隆の龍福寺に至るまで、代々の当主によって創建された一連の菩提寺^⑪を取り上げる。これらは、その宗派が判明する限りでは、ほとんどが禅宗であり、ここに禅宗というものが、大内領国内で果たした役割の一端が窺える。そして、家臣は、各当主の忌日に、その菩提寺に参るよう義務付けられており、ここにも政治的な意味を持つ行事が行なわれていた。一方、興隆寺に祀られた氏神は、単に当主個人を守護するのではなく、大内宗家そのものを守護するものであった。そこで、個々の当主を記念する菩提寺と比較してみると、興隆寺には、大内宗家そのものを、家臣および領民に敬わせ、その領国支配を正当化する役割が見出せるのではないだろうか。

注① 現在の山口県山口市大内御郷。

② 『氷上山興隆寺文書』は、現在山口県文書館に所蔵されている。また、防長史談会編『防長史学』第一、第五号附録(一九八三年にマツノ書店より復刻)に、その翻刻が年代順に配列されて掲載されている。したがって、本稿では、この文書を引用した場合は、文書群を「興」と略して表示し、かつ原本の目録番号(巻一号で表示)と翻刻の通番とを併せて掲げることとする。

③ 観応二年(一三五二)三月七日「大内弘世寄進田畠坪付案」(興七・三・一九〇)

④ 山口市埋蔵文化財調査報告第二五集『大内氏関連遺跡分布調査』(山口市教育委員会、一九八七年)「一、文書調査 興隆寺と大内氏」参照。

⑤ 応永二年(一四〇四)二月十九日「興隆寺本堂供養日記」(興二・一・三二)に見える

⑥ 年月日未詳「氷上山藏経勸進帳并供粮」(興一・四六)

⑦ 年未詳「興隆寺寄進地所務事書案」(興二七・三・一八九)

⑧ 山口県文書館編集・発行『防長寺社由来』第三卷参照。

⑨ この絵図は、画面に書き込まれた由緒書から、明治二六

年に嘉永年間の絵図をもとに作成されたことがわかる。この中に描かれた建物名は、天保年間作成の『防長風土注進案』に記載された建物名とほぼ同じである。その原本は、現在所在が不明であるが、その写真は残っている(山口県文書館蔵、県史編纂所写真史料三八一)。このほか、さらに、その模本が、興隆寺と山口県文書館(軸物一三六)にそれぞれ所蔵されている。二種の模本は、異なった部分も多いが、これらによって、写真では読み取れない部分を補うことができる。

⑩ 権大僧都法印を有する者がいる。

⑪ 正平二年(一三五七)正月七日「大内弘世条々事書」(興二・三・六)

⑫ 文明七年(一四七五)十一月三日「大内政弘興隆寺法度条々」(興一・三二一・八三)

⑬ 明德二年(一三九二)六月二十九日「氷上山事書条々」(興二・一六・一九)第三条に、坊の住持を「衆徒談合」によって決めるよう指示が下されている。

⑭ 山口県文書館蔵『毛利家文庫』三〇地誌四一

⑮ 山口県文書館蔵『地下上絵図』五一五

⑯ 注⑨の絵図。

⑰ 「上宮」、「籠所(護法所)」、「下宮」、「本堂」、「鐘楼」、「宝浄坊」、「仁王門」、「山王社」、「安楽坊」、「法界門」については、既に注④文献の中で、現地形図の上にその跡地が推定されており、これも参考とする。

⑱ 注④文献参照。

⑲ 本堂は、釈迦堂とも呼ばれ、室町後期建造のものが残っていたが、明治一六年に龍福寺(現、山口市下野小路)に売却され、その本堂となっている。重要文化財。

⑳ 注⑤史料に見える。

㉑ 文明一八年(一四八六)一〇月二七日「氷上山興隆寺縁起」(注⑧史料集所収)。

㉒ 絵図A-Cによると、近世に残っている坊で、中世と同じ名称のものは、大坊(真光院)・宝浄坊(宝乘院)・安楽坊・常楽坊だけである。近世では、このほか、時期によって異なるが、二、三カ坊が存在しており、これらは、いずれも、参道の東側で、仁王門と法界門の間に集中していた(安楽坊もこの区域にある)。中世の多数の坊のいくつかもまた、この区域にあったのではないだろうか。

㉓ 注⑬史料第二条。

㉔ 応永九年(一四〇二)二月七日「大内盛見興隆寺条々

大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会(平瀬)

事書』第二条(興二七・一・三〇)に見られる。

㉕ 「氏神」と称することの初見は、注⑤史料。

㉖ 統群書類従完成会発行『普及版』『群書類図部集』第七巻所収。

㉗ 松岡久人著『日本の武将二〇「大内義弘」(人物往来社一九六六年)「大内氏のおこり」

㉘ 正平九年(一三五四)正月一日「大内弘世書下」(興二・三・五)

㉙ 神奈川県立金沢文庫編集・発行『中世の占い』(一九八九年)参照。

㉚ 年未詳六月二〇日「大内教弘書状」(興二六・七・七〇)

㉛ 文亀元年(一五〇一)七月六日「大内義興剣寄進状」(興五・四・二二〇)

㉜ 義隆の幼名もまた同じであった。

㉝ 長祿三年(一四五九)「多々良亀童丸政上宮参詣目録」(興一〇・二・六四)

㉞ 文明一八年(一四八六)二月三日「大内龜童丸興上宮社参目録」(興九・二・一〇五)。このうち、主な記述を掲げる。

大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会(平瀬)

三三二

(前略)

文明十八年丙午二月一日、未時ヨリ、前之為御精進、東門
坊江御登山アリ

一 御供衆

右田右馬助弘量(ほか九名)

一同七日 御屋形様午如例年、自山口当坊江有御出、(中略)

(若子様) 今月ヨリ式御精進

一同十三日、為御祈禱寅一点、於

上宮九間、十坊令參勤、百座妙見供修之、

大坊

権大僧都法印乘海(ほか九名)

(中略)

一同日辰之時、上之坊メ御装束候て、下之坊自御門、先護

法所江御社參、御幣御子之手ヨリ東門坊請取之、右田右

馬助二渡之、御頂戴云々、

東門坊

一先達 権少僧都豪祐行年四十七

次御供衆

檀庭

安楽坊宥淳(ほか三名)

御剣役

杉歳千代 杉次郎左衛門尉息 弘相

大内氏

③⑤ 多くは、当主政弘の奉行人クラスであるが、陶・内藤両氏のような守護代クラスは含まれていない。守護代と奉行人名の検索については田村哲夫「守護大名『大内家奉行衆』」(『山口県文書館研究紀要』第5号所収、一九七八年)参照。

③⑥ このうち「御香箱役」の伴田岩才は、当主政弘の奉行人伴田大炊助弘興の子息。「記録1」にも、「御供衆」として三人の子供の名が見える。彼らにもやはりその父親の名が注記されているが、それらは、注③⑤文献中には見当たらない。しかし、彼らは、杉や朽網といった姓を持っているの

で、奉行人クラスの家柄であると考えられる。このほか、奉行人クラスの者四名が、やはり「護法所之前」に祇候している。

③⑦ 黒田日出男著『(絵巻)子どもの登場 中世社会の子ども像』(歴史博物館シリーズ、河出書房新社、一九八九年)一〇四頁。

③⑧ 応永二十七年(一四二〇)七月二日「大内盛見寺領寄進状」(興二六一三・三九)では、興隆寺に寄付したものであるにもかかわらず、「当社日御供」と呼んでいる。

③⑨ 年月日未詳「氷上山興隆寺一切経蔵供養条々」(興二二二一・二・三四)

④① 注⑫史料第一〇一・一二条。

④② 中沢成晃「修正会・修二会と餅・花」(伊藤唯真編『仏教民俗学大系』6・仏教年中行事、名著出版、一九八六年)

④③ 太田順三「大内氏の氷上山二月会神事と徳政」(渡辺澄夫先生古希記念事業会編集・発行『九州中世社会の研究』、一九八一年所収)参照。

④④ 山口県文書館編集・山口県立山口図書館発行(一九六〇年)注⑤史料。

④⑤ 注③⑦文献四四頁から、舞童は、稚児であるがゆえの、稚大内氏の妙見信仰と興隆寺二月会(平瀬)

御香箱役

伴田岩才 伴田大炊助息 弘興

青景鶴一 青景小太郎息 弘郷

以下、護法所庭祇候也、何モ裏打云々、

右田右馬助弘量(ほか五名)

一於 上宮御幣、当法華堂興禪坊豪精、御殿ヨリ持下、乗海仁渡之、若子様御頂戴云々、

一御社參之次第、上宮ヨリ五社、五社ヨリ本堂、ヨリヨリ八幡、ヨリヨリ卅番神、以上十ヶ所云々、彼神前銘々仁

香爐置之、

(後略)

④⑥ 至徳三年(一三八六)九月一日「大内義弘舞装束寄進状」(興四一四・一六)

④⑦ 正長二年(一四二九)八月二九日「大内氏奉行人連習書状」(興一六一四・五〇)では、「舞児」について、応永一五年(一四〇八)五月六日「大内盛見二月会条々事書」第四条(興二七一二・三五)では、「管絃」について、それぞれ規程がある。

④⑧ 明徳元年(一三九〇)五月一日「大内義弘二月会舞童料所寄進状」(興四一二・一七)

④⑨ 注⑬史料第一条

④⑩ 明徳四年(一三九三)「大内義弘条々事書」第二条(興四一三・三二)

④⑪ 永徳二年(一三八二)二月一日「大内義弘二月会射手役事書」(興四一五・一五)

④⑫ 注④⑦「大内盛見二月会条々事書」第三条

三三二

⑤③ 同右第二条

⑤④ 同右第一条

⑤⑤ 注④文献一〇四頁では、祭礼の際に神の「憑代」となる「つ物」が、多くの場合、子どもの役であるのは、子どもがそれにふさわしい姿であるからだと考えている。そうすると、あるいは、二月会においては、若子自身が、「つ物」として、氏神の憑代となっていたのかも知れない。

⑤⑥ 絵図Aでは、護法所の位置に「守り所」と記されており、ここで、護法神に対し息災を願ったのかも知れない。

⑤⑦ 弘治二年（一五五六）二月一日「大内義長願文」（興二六一二・一八〇）

⑤⑧ 元亀四年（一五七三）六月一日「氷上山妙見宮造営付立」（興一八・七）には、社官が、護法所に参籠した記事があり、ここには、参籠所としての機能もあつたことがわかる。

⑤⑨・⑥① 注④論文参照。

⑥① 二月会には、臨時の行事が接続されて行われることがあつた。例えば、注⑤史料に見える本堂供養は、二月十三日の舞童を皮切りに、十七日に上棟、そして、十九日に供養の法要を行っており、二月会に接続して行われていること

がわかる。この時、導師・誦師による講説、「咒願」、「唄」といった声明の唱和、そして、獅子や天童の仮面をかぶつて練り歩く「行道」などから構成される大規模な儀式が、衆徒によって執行されている。残念ながら、通例の二月会では、本堂およびそれを取り巻く堂塔において、どのような儀式が行われたのかは史料的に詳しくない。しかし、断片的には、嘉吉三年（一四四三）「二月会立大衆支配注文」（興一九一三・五八）に見えるように、防長二カ国内の七カ寺から、読経や声明を唱和するための「立大衆」として四十二人の僧を招いていたことがわかる。

⑥② 重弘 乗福寺（臨）／弘幸 永興寺（臨）／弘世 正寿院（乗福寺塔中、臨）／義弘 香積寺（禪宗）／盛見 清寺（臨）／持世 澄清寺（不明）／教弘 鬮雲寺（曹）／政弘 法泉寺（臨）／義興 凌雲寺（禪宗）／義隆 龍福寺（曹）。※臨濟宗は「臨」、曹洞宗は「曹」、どちらかは判明しないが、禪宗に違いないものは「禪宗」とした。

⑥③ 「大内氏掟書」第一〇〇条（佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷・武家家法Ⅰ 一九六五年、岩波書店）には、文明一八年（一四八六）九月四日付で、「御代々御年忌、至其御寺、各可有出仕当日事」とある。